

日本精神神経学会

	H17 年度	R3 年度
構成員	<p>会員数： 12,852 名 精神科医：約 98%（含む小児精神科医） 小児科医：約 0.08% 他科、コメディカル等：約 1.92% (1)一般の小児科医・精神科医 12,595 人 (2)子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医 0 人 (3)子どもの心の診療に専門的に携わる医師 0 人 ※日本精神神経学会は、精神科医の基本的な素養を身につけることを目的としており、その意味では generalpsychiatrist の養成である。したがって、ここでいう、「(2)子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医」、「(3)子どもの心の診療に専門的に携わる医師」に相当するものの数は把握していない。</p>	<p>医師数 (18,554) 名 非医師数 (431) 名</p>
と認定資格 人数	-	精神科専門医 12,283 名
子どものこころの診療とは？	<p>対象疾患領域等 ・ICD-10 の F90~F98 に限らず小児期、思春期の統合失調症、感清障害、神経症、性障害など広く対象とする。</p>	<p>「子どものこころの診療」とは、主訴となっている現症について、心身の発達の観点と、臨床症状や子どもを取り巻く家族や学校などを含む横断的な観点から評価し、症状の軽減や発達を促進するために必要な医療的な資源（精神療法や薬物療法を含む）を個々の症例に応じて提供するものである。診療の対象疾患は、一般の精神科の認知症を除くほぼ全ての領域にわたる精神疾患を対象にしている。現在、神経発達症、特に ADHD や自閉スペクトラム症に注目が集まっているが、本学会として決して主軸としているわけではなく、子どものこころに関わる全般的な疾患や状態が本学会の主題である。</p>
おもな研修（資格更新のための条件）	-	「症例レポート 2 例提出、研修会等への参加による共通講習単位を含めた 40 単位取得、勤務実績・経験症例数等の報告」
年度 制定	-	平成 18 年度
資格取得のための条件	-	日本専門医機構が認定した精神科専門研修施設で、精神科専門研修指導医の下に、研修ガイドラインに則って 3 年以上の研修を行い、研修の結果どのようなことができるようになったかについて専攻医と研修指導医が評価する研修項目表による評価と、多職種による評価、経験症例数リストの提出を求め、研修プログラム統括責任者により受験資格が認められたことをもって修了したものとす。その際の修了判定基準は到達目標の達成ができていかどうかを評価することである。
定年数 資格の認	-	5 年間

全国児童青年精神科医療施設協議会

	H17 年度	R3 年度
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 28 施設（正会員 19 ヶ所、オブザーバー 9 ヶ所） ・ 483 名（児童精神科医 97 名） (1)一般の小児科医・精神科医 0 人 (2)子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医 42 人 (3)子どもの心の診療に専門的に携わる医師 55 人 	530 名（医師数：190 名、非医師数：340 名）
認定資格と人数	-	-
子どものこころの診療とは？	<p>対象疾患領域等</p> <p>ICD-10 で F0~9 に属する疾患で幼児から 18 歳~20 歳までの児童青年の精神及び行動の障害が対象。・入院治療を行っている疾患で多いのが広汎性発達障害、神経症性障害、統合失調症、行動及び情緒の障害(AD/HD、行為障害、社会的機能の障害)、摂食障害である。・同じく虐待を受けた子どもの入院も多い。・外来は ICD-10 全ての疾患にわたっている。</p>	<p>当協議会は児童青年精神科の入院治療及びその関連領域もにおける実践と研究を促進し、これに従事するものの研修及び相互交流を主たる目的としています。(会則第 2 章第 2 条) 年一回の研修会では主題に即した事例発表や研究発表を行い協議しています。その発表内容の報告(二次抄録)と会員施設における診療状況(施設概要、外来患者内訳、入院患者内訳など)の統計資料を報告集として毎年発行しています。その他、随時精神福祉保健法や診療報酬に関連した情報共有を行う研修会や職種別の研修会を行っています。対象疾患は児童青年期の精神疾患の中でも入院治療を要するすべての精神および行動上の障害です。(ICD-10:F0-F9) 私たちが考える児童青年期の精神科診療とは医師、看護師、心理士、作業療法士および、精神保健福祉士などの医療関係者だけでなく学校教育関係者や福祉機関関係者などの子どもに関わる多職種の間がその子どもが心の健康を取り戻すための支援あるいは予防的関わりを協働して行っていくことと考えています。特に研修会で取り上げられることが多いテーマは発達障害や被虐待体験などが複合した外来診療での対応が困難な入院事例に関する検討や治療の工夫に関する紹介が多いです。</p>
新たな研修(資格更新のための条件)	-	-
制定年	-	-
資格取得のための条件	-	-
定年数 資格の認定	-	-

日本児童青年精神医学会

	H17 年度	R3 年度
構成員	2,981名(精神科医: 1,336名、小児科医: 223名)(1)一般の小児科医・精神科医 2,234人 (2)子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医 1,782人(3)子どもの心の診療に専門的に携わる医師 123人	4,377名(医師数: 2,912名、非医師数: 1,465名)
認定資格 と人数	-	日本児童青年精神医学会認定医
子どものこころの診療とは?	対象疾患領域等 ・ICD-10ではF7~F9に属する疾患(特に広汎性発達障害、注意欠陥/多動性障害、行為障害、反抗挑戦性障害、学習障害等) ・成人の精神疾患の中で18歳未満、とくに15歳未満で発病したもの(統合失調症、気分障害、解離性障害、強迫障害等) ・「不登校児童」のさまざまな病態 ・若年性摂食障害 ・児童虐待問題 ・その他、境界性人格障害、自己愛性人格障害、回避性人格障害、反社会性人格障害等の思春期版	本学会の学会基本理念には、『児童青年精神医学とその近接領域の向上発展のために、それらの研究を促進する』(定款第3条)ことを掲げており、「全ての子どもを掛けがえのないパートナーとして、その尊厳と人権を尊重し、児童青年精神医学が保健・医療・福祉・教育・司法等の向上発展に寄与するよう献身しなければならない」(学会基本理念)とし、その実現のため学術研究のみならず関連する諸領域の臨床と実践に係わる広範な現実的諸課題にも積極的に取り組んでまいりました(学会基本理念)。子どもの心の健康に関する取り組みは、子どもに焦点をあてた医学・医療のみで取り組むべきものではなく、子どもを取り巻く家族、仲間、学校、社会など、さまざまな次元で評価し、関わっていくことが求められる。本学会では、精神科や小児科の医師、心理臨床等に携わる医療技術者、教師や養護教諭などの学校・教育関係者、児童福祉関係者、司法関係者などからなる子どもに関係するあらゆる分野の専門家が参加している。また、当事者や家族の声が届く学会でもありたいと願っている(本学会の独自性)。そのなかで子どものこころの診療の範囲を、狭義の診療行為、さらにはICD-10でFコードを付与される精神障害に限定せず、あらゆる身体疾患をもった子どもたちの心理社会的側面や、現代社会で存在する被虐待、被災、貧困、ヤングケアラーなど、すべての子どもたちの援助までを含めて、本学会の責務と考えています。これまでの半世紀あまりにわたる歴史の中で、子どもを取り巻く状況は大きく変化し、本学会が取り組むべき課題も多様化してきた。虐待をはじめとする家庭環境や家族支援の問題、特別支援教育やいじめ問題など学校教育に関する問題、情報化社会や貧困と関連した子どもの心の問題、子どもの人権や法に関連した問題、児童福祉や行政施策を巡る問題などである。また、子どもの薬物療法や精神療法などにおいても、エビデンスの構築や合理的な治療の実施、医学研究の発展が求められる一方、医療や研究における倫理や利益相反に関する問題も問われるようになった。本学会は、これらの諸問題について個別の委員会を設置し、その議論を深化させてきました(学会の歴史的経緯)。そのため、以下の委員会を設けています:事務局運営委員会、編集委員会、子どもの人権と法に関する委員会、福祉に関する委員会、教育に関する委員会、倫理委員会、医療経済に関する委員会、災害対策委員会、国際学会連絡・国際交流基金運営委員会、薬事委員会、心理職に関する委員会、学会顕彰委員会、専門医制度に関する委員会 ICD-11に関する委員会、児童青年精神医学用語集改訂委員会、生涯教育に関する委員会、利益相反委員会、認定医審査委員会。教育、福祉、心理職なども含めて扱っていることは特筆すべき特殊性であると考えております。本学会の特徴は多職種が集うことです。学会設立当初より児童精神医学においてはチーム医療に重きを置き、医療、心理、保健、福祉、教育の領域が連携することにより臨床が成り立つ(代表理事挨拶)と考えています。そのため、本学会は、そもそも主となる対象疾患を考えておらず、ICD-10でFコードを付与される精神障害に限定せず、あらゆる身体疾患をもつ子どもたちの心理社会的側面や、現代社会で生きるすべての子どもたちの援助までを含めて、本学会の責務と考え、医師、保健・福祉関係者、心理職、教育関係者を含めた教育・研修活動を実施しています。
※1	-	※3
年度 制定	-	1992年
資格取得の ための 条件	-	※3
※2	-	※3

※1 おもな研修(資格更新のための条件)

※2 資格の認定年数

※3 右記 URL 参照 <https://child-adolesc.jp/nintei/nintei-kaisoku/>

日本精神科病院協会

	H17 年度	R3 年度
構成員	1,214 名（病院） (1)一般の精神科医 約 1 万人 (2)子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医 数百人 (3)子どもの心の診療に専門的に携わる医師 数十人 ※会員病院に属する医師数のため、移動も多く詳細不明。常勤のみで約 1 万人とした。まだ、専門にしている医師についても、おおよその人数となっている。	1208 病院
認定資格と人数	-	日本精神科医学会、認知症臨床専門医他
子どものこころの診療とは？	対象疾患領域等 ・こどもの心の発達に及ぼすテレビ視聴、テレビゲームなどの影響 ・十代の喫煙 ・飲酒の問題 ・虐待問題 ・広範性発達障害 ・思春期に発症した精神障害	厚生労働省補助金事業「こころの健康づくり対策事業」、思春期精神保健対策専門研修（平成 20 年）講演テーマ、「子どもの感情障害など」、「思春期・青年期の精神療法をめぐって」
新たな研修（資格更新のための条件）	-	2 症例提出・指定された研修会受講
年度 制定	-	2009 年
資格取得のための条件	-	会員（正・準会員）常勤医師（勤務日数等条件あり）指定医・指定された研修会受講
定年数 資格の認	-	5 年

日本小児科学会		
	H17年度	R3年度
構成員	医師：18,735名（専門領域不明） 医師以外：88名（心理関係者等） ※分科会である日本心児心身医学会、日本小児精神神経学会・日本小児神経学会が中心となって取り組んでいる。 ※現在いくつかの委員会にまたがっている子どもの心に関する検討事項を検討する子どもの健全育成に関する委員会を立ち上げる予定。 (1)一般の小児科医・精神科医 15,000人 (2)子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医 2,000人 (3)子どもの心の診療に専門的に携わる医師 200人	22,931名（医師数：22,758名、非医師数：173名）
格と人 認定資	-	小児科専門医 16,376名
子どもの こころの 診療とは？	-	（注1）「小児科医の到達目標」の「はじめに」の「小児科専門医の医師像・到達目標」にあるように子どもの総合診療医として、子どものこころの診療は深くかかわっていると考えます。また、同じく「小児科医の到達目標」の「領域1:小児保健」、「領域2:成長・発達」、「領域21:精神・行動・心身医学」、「領域23:思春期医学」などにおいても深く関係する点と考えます。 （注1下記サイト参照 : https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/mokuhyo_7.pdf
新のおも のため の条件 の条件 （資格更 改）	-	下記サイト参照 http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/202201_ko-shin_kokuji.pdf
年度 制定	-	2007年
資格取得 のための 条件	-	下記サイト参照 http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/sen_2pro2022_kokuji.pdf
定年 数 資格の 認定	-	5年間（認定機関）、5年ごとに更新

日本小児心身医学会

	H17 年度	R3 年度
構成員	785 名（小児科医：580 名、精神科医：23 名 （残りは心理士・教員など） （1）一般の小児科医・精神科医 約 200 人 （2）子どもの心の診療を定期的に行っている 小児科医・精神科医 約 300 人 （3）子どもの心の診療に専門的に携わる医師 約 50 人	1,493 名（医師数：1,166 名、非医師数：327 名）
と認定 人数資格	-	認定医 152 名、指導医 69 名
子どものこころの診療とは？	対象疾患領域： ・心身症（摂食障害など） ・不登校 ・神経症、発達障害など	対象疾患：消化器系（反復性腹痛、過敏性腸症候群、消化性潰瘍、心因性嘔吐など）、呼吸器系（気管支喘息、過換気症候群、心因性咳嗽など）、循環器系（起立性調節障害など）、泌尿生殖器系（夜尿・昼間造尿・遺糞、心因性頻尿など）、皮膚系（アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、脱毛など）、内分泌代謝系（単純性肥満、愛情遮断性小人症、アセトン血性嘔吐症、甲状腺機能亢進症など）、摂食障害（神経性無食欲症、神経性過食症、少食、偏食など）、神経・筋肉系（慢性頭痛、心因性運動障害、心因性けいれん、チック、睡眠障害など）、感覚器系（心因性視覚障害、心因性聴覚障害など）、行動・習癖の問題（不登校など）、小児生活習慣病、一般小児科学における心身医学的な問題、発達障害および関連障害、反社会的行動、小児精神医学領域、社会小児科学（児童虐待、学校精神保健、嗜好の問題など）
新の おための 研修 条件 （資格 更新）	-	事務局より送られてくる更新案内で示された期日内に手続きを行う。
年度 制定	-	2010 年
資格 取得 のため の条件	-	認定医の資格を得るためには、次の 4 項目をすべて満たした上、所定の手続きを経て認定される。①小児心身医学の臨床に従事していること。②日本小児科学会の会員であるかまたは各基本領域学会の専門医の資格を有すること。③継続して 5 年以上、日本小児心身医学会の正会員であること。④日本小児心身医学会資格制度委員会認定医制度部門（以下「委員会」という）による認定医試験に合格すること。また、指導医の資格を得るためには、下記の 5 項目をすべて満たした上、所定の手続きを経て認定される。①小児心身医学の臨床に従事していること。②継続して 10 年以上、日本小児心身医学会の正会員であり、会費を納入していること。③日本小児心身医学会学術集会（地方会を含む 5 回以上で、3 回以上は全国学会）の参加ならびに日本小児心身医学会イブニングセミナーへの参加（2 回以上）など、所定の研修を修了していること。④小児心身医学に関する学会発表が 3 回以上あること。⑤学術論文発表が 1 編以上あること。
定年 資格 数の 認め	-	認定医・指導医の有効期限は 5 年間。ただし、70 歳以上についてはこの限りではない。

日本小児精神神経学会		
	H17 年度	R3 年度
構成員	<p>会員数：1,102名 医師：630名 うち小児科：417名 うち精神科：151名 合計：568名 役員：56名（うち女性役員13名） 医師：42名（うち女性医師7名） (1)一般の小児科医・精神科医約150名 (2)子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医 約400名 (3)子どもの心の診療に専門的に携わる医師 約80名</p>	<p>1,585名（医師数：1,041名、非医師数544名）、 団体会員：116名、寄贈会員：6名</p>
認定資格と人数	-	認定医263名
子どものこころの診療とは？	<p>対象疾患領域等：発達障害（知的障害、自閉症、アスペルガー障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害、境界知能など） 摂食障害、虐待、愛着障害、不登校、排泄障害、行動の傷害、行為障害、身体化障害、適応障害、舒質性精神障害、外傷性ストレス障害、強迫性障害、トウレット障害、小児のうつ、社会的養護（施設、里親）、親支援、連携、福祉、発達検査、心理検査、診断、治療、療育など</p>	<p>子どものこころの診療は、精神保健における一次予防、二次予防、三次予防の視点で考えることで、こころの診療を専門としていない小児科医であっても一次予防の役割を果たすことが可能であり、小児科領域において、すべての小児科医がそれぞれの立場に関わることができる分野と考えている。なお、本学会が主な対象としているのは、発達や行動面の問題を抱える子どもたちである。具体的には、発達障害、愛着形成の問題、トラウマ体験などを抱え、何らかの問題が顕在化して医療機関を受診する子どもたちである。</p>
おもな研修（資格更新のための条件）	-	<p>該当する認定期間中に本学会へ4回以上出席し、かつ、以下のいずれかの方法の合計により、15点以上を取得することが必要となる。1)本学会または本学会が認定する関連学会への出席*○本学会への出席2点*○本学会の研修セミナー受講後のレポート提出2点*本学会が認定する関連学会もしくは研修会への出席1点 2)本学会または本学会が認定する関連学会における演題発表*○本学会における演題発表（筆頭者）3点*○本学会における演題発表（連名者）1点*本学会が認定する関連学会における発表（筆頭者）1点 3)本学会機関誌または子どもの心の診療に関連する雑誌等における論文発表*○本学会機関誌における論文発表（筆頭者）5点*○本学会機関誌における論文発表（連名者）2点 *子どもの心の診療に関連する雑誌等（筆頭者）3点*子どもの心の診療に関連する雑誌等（連名者）1点 4)その他のポイント対象*過去5年間に診療した小児精神神経領域の患者の詳細記述2点</p>
年度 制定	-	2010年
資格取得のための条件	-	<p>1)医師免許証取得から5年以上経過した医師であること 2)本学会の会員歴が5年以上であること 3)所定の認定医申請手続きを行い、認定医・専門医委員会の審査に合格すること 以下の要件に従って申請書類を提出し、適否の審査を受けなければならない。①医師免許証の写し ②医師の勤務歴、診療歴の提出 ③小児精神神経学領域の診療を実施した患者10例の一覧表 ④小児精神神経学領域の診療を行った患者3例における詳細記述</p>
定年数 資格の認	-	5年

日本小児神経学会		
	H17 年度	R3 年度
構成員	3,207 名 (小児科医: 2,804 名、脳神経外科医: 76 名、精神神経科医: 33 名) (1)一般の小児科医・精神科医 3,207 人 (2)子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医 1,016 人 (3)子どもの心の診療に専門的に携わる医師 (平成 19 年 4 月に数字が出る予定)	3,867 名 (医師数: 3,793 名、非医師数: 74 名) ※調査可能な範囲で算出
資格認定	うち小児神経科専門医: 1,016 名	小児神経専門医 1,290 名
子どものこころの診療とは?	対象疾患領域等 精神保健医療福祉に関する法制・制度、経済、管理運営、国際交流など子ども・成人に関係なく関与 ・小児神経科専門医研修項目各論Ⅱに含まれる - 3: 周産期脳障害: 学習障害、広汎性発達障害などの医療・療育-17: 精神神経疾患: 発達障害、行動上の障害などは小児神経科診療の主要な領域の一つである・学習障害、知的障害広汎性発達障害(Rett 症候群、自閉症、Asperger 障害など)・行動、情緒の障害(多動性障害、チック障害など)・心因性疾患、抑鬱、強迫性障害など ・不登校(不登校は身体疾患としての把握もあるために便宜上この項目に入れてある。)、-18: 睡眠障害	こどものこころの診療としては、心身症、発達障害(遺伝性疾患など器質的疾患に伴う発達障害を含む)、知的障害(遺伝性疾患など器質的疾患に伴う場合を含む)、虐待、不登校、睡眠障害、慢性頭痛、うつ、気分障害、強迫、チックなどを主に診療しており、様々に組み合わせさせて認めることが多く、総合的に診療をしている。特に、発達障害は幼児期学童期に疑われて当学会会員に受診することが多く、また例えばてんかんや遺伝性神経疾患など特に本学会に特に関係の深い疾患の患者に精神症状を高頻度に認めこころの診療を行っている。
おもな研修(資格更新のための条件)	-	5 年ごとに更新で、その更新期間内に専門医としての活動実績が十分であることを基本とする。 ①専門医として診療活動を継続していること(病院・診療所での活動実績報告)と②学術活動を継続していること(学会参加)を必須としている。シニア専門医(65 歳以上)は学会活動の継続における判断基準を緩くしている(具体的には、専門医は 50 単位必要なところをシニア専門医は 30 単位)。
制定年度	-	1991 年度(1991 年 6 月)日本小児神経学会認定医制度を発足。2001 年度(2001 年 6 月)日本小児神経学会認定医制度を小児神経専門医制度に改定。
資格取得のための条件	-	(1)現在小児神経疾患の診療に従事し、5 年以上の会員歴を有すること。(2)小児神経専門医研修施設あるいは研修関連施設において 5 年間の所定の研修を修了していること。(3)基本領域学会である日本小児科学会または日本リハビリテーション医学会の専門医資格を有すること。(4)専門医試験に合格すること。
定年数 資格の認	-	5 年

日本小児科医会

	H17年度	R3年度
構成員	<p>小児科標榜の医師：6,428名 ※「子どもの心対策部」を設置している。 ※子どもの心相談医は、一般診療をしながら、心の相談にも応じているので専門医とは少し違うかもしれないが、「子どもの心の診療医」の養成研修コースのモデル（イメージ）から判断すると、実際は専門医に含めるべきと考えた。</p> <p>(1)一般の小児科医・精神科医 6,428人 (2)子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医 1,070人 (3)子どもの心の診療に専門的に携わる医師 0人</p>	5393名（医師数：5387名、非医師数：6名）
認定資格と人数	<p>・「子どもの心研修会」の4日間を履修した小児科医で、「子どもの心相談医」の登録申請をしたものを認定している。5年ごとの更新手続きには、「子どもの心研修会」の後期再受講が必須である。平成15年度の年間認定者：78名、平成16年度の年間認定者：97名、平成17年度の年間認定者：103名、平成18年度の年間認定者：128名</p>	登録医制度として「子どもの心相談医事業」を実施している。2021年10月1日時点の登録者数は1360名。
子どものこころの診療とは？	<p>対象疾患領域等 子どもの心の発達から、小児科医が遭遇するであろう子どもの心の疾患</p>	<p>当会の会員は、常に子どもの健全育成を念願し、小児保健医療の充実を目指して活動している。その活動の一環として、子どもの心の問題について会員の資質を一層向上せしめ、新生児・乳児期からの子どもの心の発達に留意し、家庭、学校さらに社会へと心身ともに健全であるための方策を検討、構築し、必要な相談、助言、指導などの知識と実践に優れた小児科医を養成することで、社会に貢献する事を目的に事業を展開している。かかりつけ医として、子育て支援、虐待防止、発達障害、不登校、心身症、トラウマなど幅広く子どもの心の問題に対し、1第線でまず相談に乗り、専門の他機関連携もしながら寄り添えることを目指している。</p>
※1	-	<p>(1)日本小児科医会正会員である事 (2)「子どもの心」相談医として活動貢献している事 (3)子どもの心に関係する講演会の受講記録が50単位以上である事 (4)要件3の単位の内、20単位以上を「子どもの心」研修会で取得している事。</p>
年度制定	-	1999年度より開始
資格取得の条件	-	<p>1) 日本小児科医会正会員である事 2)、日本小児科医会主催「子どもの心」研修会前期・後期を不足なく受講している事、 3)日本小児科学会専門医であるか同等以会認定審査会にて認められる事</p>
定年数 資格の認	-	登録期間は原則5年間（※）。登録更新の審査を経て引き続き相談医として登録。（※）認定審査会で相当と認められた場合登録期間の延長を認めている。

※1 おもな研修（資格更新のための条件）

日本思春期青年期精神医学会	
R3 年度	
構成員	336 名（医師数：225 名、非医師数：111 名）
認定資格と人数	認定制度は設けていません。一定の条件を満たした会員を子どものこころ専門医機関に推薦しています。
子どものこころの診療とは？	本学会の目的は、思春期青年期精神医学領域の臨床、教育、研究を推進し、その進歩・発展に貢献することであり、ライフサイクルのうちで特徴的な時期として区切られる思春期・青年期の精神医学的な諸問題に焦点を当てることを主目的としています。本学会の学問的な基礎は精神力動的精神医学と精神分析的発達心理学・発達病理学にあります。生物・心理・社会の観点をもって子どもたちの理解を深め、私たちの果たすべき役割を積極的に行います。診療面では、精神療法のみならず、親ガイダンス、子育て心理教育、集団療法、親子同席面接、家族療法などのさまざまな治療法を踏まえながら、適切で好ましい治療関係を築き、子どもと養育者が幸せに生きていくことを目指します。
※ 1	-
度 制 定 年	2016 年
資格取得のための条件	<p>1. 精神科専門医、小児科専門医のいずれかの資格を有すること。</p> <p>2. 現在、児童・思春期・青年期を対象とした臨床に従事しており、かつ、一般精神科、または小児科2年以上、および児童・思春期・青年期臨床3年以上を含む7年以上の臨床経験を有すること。</p> <p>3. 継続して5年以上、本学会の会員であること。</p> <p>4. 自ら治療にあたった症例報告を提出できること。症例報告は以下の要件を満たすものとする。(1)申請者が診療を担当した時点で20歳未満の症例3例を必要とする。(2)治療は成功した例である必要はないが、治癒に至っていない場合は6ヵ月以上の経過追跡を必要とする。(3)主訴(治療を始めることになった理由)、家族歴、生育歴、現病歴、現在症、診断、治療方針、治療の内容、経過を記載し、一定程度の考察を付記し、4,000字以上、5,000字以下の記述を必要とする。5. 最近3年間に診療した20歳未満の症例30例の一覧表が提出できること。一覧表には、年齢、性別、診断名、治療法、転帰を記載すること。6. 児童・思春期・青年期精神医学に関する研究論文あるいは研究集会における報告が1回以上あること。</p>
年 数 資 格 の 認 定	-

※ 1 おもな研修（資格更新のための条件）

日本児童青年精神科・診療所連絡協議会	
R3 年度	
員 構 成	126 名（医師数：126 名、非医師数：0 名）
格 と 認 定 資 格 と 人 数	-
子どものこころの診療とは？	地域の児童精神科医として、広く福祉、教育、行政とかかわり協働し、子どもの心の成長を支えともに見守ることを主眼としている。子どもにかかわる専門職をはじめ、地域の方々のバックアップし子どもの成長環境の整備を考えている。
※ 1	-
度 制 定 年	-
資格取得のための条件	-
定 年 数 資 格 の 認 定	-

子どものこころ専門医機構	
	R3 年度
構成員	640 名（医師数：640 名、非医師数：0 名）
認定資格 と人数	子どもの心専門医 638 名
子どものこころの診療とは？	<p>小児心身医学、発達行動小児科学、児童思春期精神医学などの知識を持ち、子どものこころの問題とそれに関連する様々な身体症状に対して全人的視点に立って診療を行い、さらには教育・福祉的視点をもって子どもとその家族への支援を行い、学校や公的機関などと連携することで、子どもの心の健康な成長を保障するもの。</p> <p>《対象となる患者像》診療の対象となるのは主に 20 歳未満の下記の疾患・病態の患者である。</p> <p>(1) 起立性調節障害、過敏性腸症候群、摂食障害、慢性頭痛、睡眠障害などの心身症のうち、小児期に発症するもの。</p> <p>(2) 自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、限局性学習症、知的発達症、チック症などの神経発達症（発達障害）。</p> <p>(3) 社交不安症、強迫症、変換症、解離症、統合失調症などの精神疾患のうち、小児期に発症するもの。</p> <p>(4) 不登校、自傷行為、非行などの行動上の問題。</p> <p>(5) 子ども虐待、ネグレクトなど養育上の問題。</p> <p>(6) 災害や事故など、トラウマ、喪失体験に伴う子どものこころの問題。</p> <p>(7) その他、関連する障害。</p>
更新のための条件 （資格更新のための条件）	認定機関内に診療実績、講習受講、学会発表などで 40 単位以上のポイントを取得し、更新審査で合格すること。
年度 制定	2015 年
資格取得のため の条件	子どものこころ専門医 試験合格
定年数の 認定	5 年

日本臨床心理士会	
	R3 年度
構成員	21,480 名（医師数：400 名、非医師数：21,080 名）※おおよその推測値
認定資格 と人数	臨床心理士：34,536 名
子どものこころの診療とは？	心身症、拒食症、睡眠障害、脳器質的問題（てんかん、高次脳機能障害、発達障害、精神遅滞等）、自我機能の障害（コミュニケーションの障害、現実機能の障害：夜驚、妄想、幻覚、行動異常等）、集団行動の問題（暴力、逃走、盗癖、虚言等）、気分の問題（不安、うつ、希死念慮など）、虐待による複雑性 PTSD 等。子どもの場合、家族との関係において生じる問題も多いので、家族への対応も含まれる。
更新のための条件 （資格更新のための条件）	5 年以内に所定の教育研修機会に参加（で発表）し、一定のポイントを取得すること
年度 制定	1988 年
資格取得のため の条件	・臨床心理士養成指定大学院(1 種・2 種)を修了し、所定の条件を充足している者・臨床心理士養成に関する専門職大学院を修了した者・医師免許取得者で、取得後、心理臨床経験 2 年以上を有する者など
定年数の 認定	5 年

日本公認心理師協会	
	R3 年度
構成員	非公表
認定資格 と人数	原則として公認心理師資格保持者。(2022 年 9 月までは経過措置期間)
子どものこころの診療とは?	<p>当協会における検討はこれまで改まった形ではなされたことはありませんが、経験的などころでは以下のようなことが共有できることかと考えます。こどもの心身の状態において、以下のような問題が明確で、かつ生活や対人関係で障害があるような状態があり、こころの診療による医学的な診断や育児、育成における対応への注意事項など、また投薬による症状の改善が期待されるような場合</p> <p>①体への影響が重大であるような状態（拒食、原因がはっきりしないけいれん発作、何等かの理由で不眠を伴うような不安や鬱、自死が懸念される等）</p> <p>②自我状態の問題（幻覚妄想、夜驚や徘徊、全健忘や人格の解離が見られる障害、コミュニケーションが何等かの理由で困難になっているなど）</p> <p>③精神発達の遅れ</p> <p>④発達障害のため家族が育児困難を抱えている事例</p> <p>⑤暴力の問題（自他への偽害を伴うような状態、暴力的行動障害など）</p> <p>⑥種々の虐待が疑われる事例</p>
更新のための条件 おもな研修（資格）	-
制定年	2018 年
資格取得のための条件	公認心理師の受験資格による（経過期間中、実務経験あるいは適格大学院修了が受験）
定年数 資格の認	2019 年に第一回試験合格者資格登録以後、2 年 10 か月。

臨床発達心理士認定運営機構	
	R3 年度
構成員	3731 名（4 月、会員情報システムによる）（医師数：不明、非医師数：不明）
認定資格 と人数	臨床発達心理士スーパーバイザー 83 名
子どものこころの診療とは?	<p>設立以来の研修テーマ等は別紙の通り、医療という視点で幅広く捉えているが障害に関するテーマが多い。災害支援に関するテーマや近年のコロナ禍におけるオンライン下での支援の課題など時代の背景も影響している。</p>
更新のための条件 おもな研修（資格）	6 時間の更新研修会を必ず受けること
制定年	2008 年
資格取得のための条件	臨床発達心理士有資格者、5 年以上関連する業務・活動を継続、臨床発達心理士資格を 1 回以上更新している
定年数 資格の認	5 年